

## 巻末資料

1. Q&A ..... 巻末-2
2. 様式集 ..... 巻末-13
3. 他法令等による規制・許可申請（埼玉県での例） ..... 巻末-33
4. 事務連絡・関連条例等 ..... 巻末-43
  - ①流出雨水量の最大値を算定する際に用いる土地利用形態ごとの流出係数を定める告示  
（平成16年5月14日国土交通省告示第521号）
  - ②特定都市河川浸水被害対策法条例（令和6年12月24日公布）
  - ③特定都市河川浸水被害対策法施行細則（令和7年3月14日公布）
  - ④デジタル原則を踏まえた特定都市河川浸水被害対策法関係法令の適用に係る解釈の明確化等について（令和5年12月22日）
  - ⑤デジタル原則を踏まえた特定都市河川浸水被害対策法関係法令の適用に係る解釈の明確化等の補足について（令和6年5月28日）

## 1. Q&A

特定都市河川浸水被害対策法の雨水浸透阻害行為の許可に関するQ&Aを以降に示す。

### (1) 事務手続き・申請

	質問	回答
1-1.	標準処理期間は定めているか。  ※標準処理期間とは、申請が行政庁の事務所に到達してから処分をするまでに通常要すべき標準的な目安となる期間。	標準処理期間については、許認可事務が開始された後、実績の時間を踏まえ、定める考えとしている。 案件により関係する他法令との調整内容が変わるが、処理期間の目安として1か月程度を想定している。 ※ 内容や混雑具合などによって、実際の処理期間がこれを越えることもある。
1-2.	雨水浸透阻害行為の対策工事とは。	本法における対策工事とは、雨水浸透阻害行為による流出雨水量の増加を雨水の浸透又は貯留により行為前の流出量以下に抑制するために設置する施設の工事。 雨水貯留浸透施設には、オープン調整池、地下貯留施設、浸透トレンチ、浸透樹等がある。 ※法第31条第1項第3号参照
1-3.	対策工事等を検討する際の参考文献等はあるか？	一般財団法人国土技術研究センターのウェブサイトで公開されている「解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン (R5.1) (一般財団法人国土技術研究センター)」が参考文献である。 <a href="https://www.jice.or.jp/tech/material/detail/18">https://www.jice.or.jp/tech/material/detail/18</a>
1-4.	他法令（都市計画法等）の開発許可申請は不要になるか？	他法令と特定都市河川浸水被害対策法の双方が該当する行為においては、それぞれの法令に基づく許可申請が必要となる。
1-5.	何を基準に対策工事の規模等を検討するのか。	特定都市河川流域において告示された基準降雨により検討する。 基準降雨が生じた場合について、雨水浸透阻害行為後の流出雨水量の最大値を行為前の値まで抑制する対策工事の規模等の検討を行うこと。
1-6.	対策工事を事業区域外で実施してよいか。	対策工事（浸透施設や貯留施設の設置）は、雨水浸透阻害行為を行う土地の区域内又は当該区域に隣接する土地の区域内において行うことを原則とする。 【ガイドライン 6-25】
1-7.	事業区域内ならどこでも対策工事を実施してもよいか。	対策工事により、従前の下水道の排水区域、流出先の河川の集水域等の変更が行われないことを原則とし計画する。 【ガイドライン 6-26】
1-8.	雨水貯留浸透施設の維持管理は誰が行うのか。	施設の機能の保全を図ることが可能となるよう、施設の所有者または管理者が適切に維持管理を行うことになる。 【ガイドライン 6-50】
1-9.	法第30条の許可後に雨水浸透阻害行為の内容が変更となる場合はどうするか。	雨水浸透阻害行為の内容が変更となる場合は、軽微な変更を除き、変更の許可申請（協議）が必要となる。なお、軽微な変更は、対策工事の着手予定日又は完了予定日の変更に限られる。【ガイドライン 6-15】
1-10.	雨水浸透阻害行為を行う者と、雨水貯留施設の管理者が異なる場合、どちらが許可申請者になるのか。	法第30条の許可は、「雨水浸透阻害行為をしようとする者」が許可を受けなければならない。雨水浸透阻害行為を行うもの（開発事業者等）が申請を行うこととなる。 法第39条の許可についても、所有者、管理者を問わず、対策工事の検査を合格した雨水貯留浸透施設について、その「機能を阻害するおそれのある行為」をしようとする者

	質問	回答
		が許可を受けなければならない。
1-11.	法の許可(協議)申請の対象となるか、ならないかの確認方法について電話だけのやりとりで確認してよいか。	行為の内容が電話のみでは判断が難しい場合もあること、また認識の違いが生じることを避けるため電話のみの確認は行わない。 (ただし、明確に特定都市河川流域外であることや、対象面積が1,000m <sup>2</sup> 未満である場合はその限りではない) マニュアルを参考に判断に必要な資料を持参のうえ、フローに沿った手続きをお願いします。
1-12.	申請者本人でなくても、申請できるか。	代理でも可能である。 その場合は申請者の同意書や代理権を証明する書類などが必要となる。
1-13.	既に着手している工事について、工事の変更があった場合に、その扱いはどうなるのか。	既着手工事については、当時の許可要件によって指導する。特定都市河川指定時における既着手行為については、変更についても許可の対象とならない。
1-14.	許可の申請先は何を見ればわかるか。	埼玉県のウェブサイトで公開している。 許可の窓口について(埼玉県 HP) : <a href="https://www.pref.saitama.lg.jp/a1007/kasen/20240329tokuteitosisakasen.html">https://www.pref.saitama.lg.jp/a1007/kasen/20240329tokuteitosisakasen.html</a>
1-15.	対象箇所が特定都市河川流域内であるかどうか確認するための流域図は何を見ればわかるか。	江戸川河川事務所のウェブサイトで公開している。 特定都市河川に指定した区間及び流域の範囲(江戸川河川事務所 HP) : <a href="https://www.ktr.mlit.go.jp/edogawa/edogawa01157.html">https://www.ktr.mlit.go.jp/edogawa/edogawa01157.html</a>
1-16.	許可手数料は必要か。	埼玉県河川砂防課に申請するものについては、手数料を徴収していない。県以外の各自治体に許可申請するものについては、申請先に問い合わせること。
1-17.	許可(または協議)済みの案件について、単に面積が数m <sup>2</sup> 減少する変更があった場合でも法第37条に基づき変更許可の申請を行う必要があるのか。	軽微な変更は、工事着手予定日および完了予定日と定められている(施行規則第24条)。数m <sup>2</sup> の面積縮小であっても、変更の許可等の対象となる。 【ガイドライン 6-15】(1-9 参照)
1-18.	特定都市河川指定時点で既に工事に着手している場合には許可は必要ないとのことであるが、何をもって工事着手とするのか。	原則、他法令等による許可に係る工事着手届が提出されている場合、その着手日で判断する。工事着手届等の提出が無い行為は、土地の改変に係る工事に着手しているかどうかで判断する。 なお、特定都市河川指定時点における既着手行為の考え方についてはマニュアル 2-6 参照のこと。 (※中川・綾瀬川特定都市河川流域においては、法第30条から法43条の規定が適用される令和7年7月1日を「特定都市河川指定時点」として判断する。)
1-19.	雨水浸透阻害行為をする土地(1,000m <sup>2</sup> 以上)が複数の許可権者の行政区域に及ぶ場合、許可の申請はどのように行えばよいか。	それぞれの行政区域の土地の面積が、個別では1,000m <sup>2</sup> 未満であっても、各面積の合計が1,000m <sup>2</sup> 以上となるため、申請は、全ての許可権者による許可を要し、申請書はその内容を同一とし、それぞれの行政区域の許可権者に提出する。 許可権者は、十分に連携を取り、許可日は同日とする。 【ガイドライン 6-17】
1-20.	工事完了検査は誰が行うのか。	身分証明書を携帯した、申請先の自治体の職員が行う。

	質問	回答
1-21.	標識の設置は誰が行うのか。	<p>法と県雨水条例の両方の対象となる案件(①)と、法のみが対象となる案件(②)で以下のような運用と考えている。</p> <p>①法と県雨水条例の両方の対象となる案件については、申請者と協議を行い、申請者自らが希望した場合には、法と県雨水条例の両方の記載事項を明示された標識を申請者が作成・設置する運用となる。</p> <p>一方で、申請者が希望しない場合は、申請者が作成する県雨水条例の標識に、許可権者がシール式の法の標識を貼り付ける運用となる。</p> <p>②法のみが対象となる案件については、申請者と協議を行い、申請者自らが希望した場合には、法の標識を申請者が作成・設置する運用となる。</p> <p>一方で、申請者が希望しない場合は、許可権者が法の標識を作成・設置する運用となる。</p> <p>標識の設置位置や時期等については、申請者と許可権者で事前に十分な調整を行っておくこと。</p>
1-22.	検査済の分譲宅地について、一部建物を建て替え(雨水貯留浸透施設も含む)を行う場合、どのように手続きを進めるべきか。また、阻害行為の面積(1,000㎡以上等)に関係があるのか。	<p>検査で認められた雨水貯留浸透施設に対する機能を阻害する恐れのある行為を行う場合は、『雨水貯留浸透施設機能阻害行為許可申請(協議)書』の許可申請が必要となる。</p> <p>なお、宅地分譲では土地所有者が複数に別れるため、阻害行為の許可申請があった場合、当初の雨水浸透阻害行為の許可申請者や土地所有者と調整する必要がある。</p> <p>また、当初の雨水浸透阻害行為の許可申請や検査に関連した内容となるため、阻害行為の面積によるものではない。</p>
1-23.	許可申請を行う前に事前相談の提出を求めているが、開発行為の手続きを伴うものについて、開発行為に係る書類提出される前と後ではどちらがよいのか。また、開発行為手続きとは切り離して事前相談を行うべきか。	<p>事前相談の段階で、開発行為等の他法令における申請の概要(対象面積、既開発一体性判断 他)を確認した上で対策量を比較する必要があるため、開発行為の手続きと同時並行で手続きを行うことが望ましい。</p>
1-24.	申請者が提出する書類について、申請者が押印すべき書類はあるか。	<p>申請者の押印が必要な書類はないが、埼玉県では委任状については、委任する方の押印をもらっている。</p> <p>なお、委任状への押印の要否は、各許可権者で異なるため、注意すること。</p>

## (2)法の許可（協議）、届出の対象

	質問	回答
2-1.	開発行為の際の開発面積と雨水浸透阻害行為面積の違いは。	開発面積とは、開発行為をする土地の区域面積であり、開発許可が必要となる面積のこと（土地の区域形質の変更をする区域という広い概念）。一方、雨水浸透阻害行為面積とは、開発行為等の区域内で宅地等又はコンクリート等の舗装された土地以外の土地で、雨水の流出量を増加させるおそれのある行為が行われる区域に限定される。
2-2.	宅地やその他の土地の形態はどのように判断するのか。	登記簿に記載された地目、現地写真、航空写真等により判断する。【ガイドライン 6-10】 また、マニュアル p3-6 に「土地利用の判別方法」を掲載しているので、これに基づき判断する。判断が難しい場合は、事前相談において確認し判別する。
2-3.	「宅地及びその他の土地利用形態の判断」に航空写真（地理院地図又はインターネット上で閲覧できるもの）等での判断も可能としているが、最新データではないことも考えられるため、結局は、現在の現地写真等で判断することになるのではないか。	最新の航空写真による場合、地理院地図その他のウェブサイト上で閲覧可能なものによることとして差し支えない、とされている。 【ガイドライン 6-10】
2-4.	太陽光発電施設の土地の形態は。	太陽光発電施設は、工作物に含まれるため「宅地」に該当する。【ガイドライン 6-10】
2-5.	営農型太陽光発電施設は雨水浸透阻害行為の対象になるのか。	一次転用による営農型太陽光発電施設の場合は、支柱と基礎に該当する部分を雨水浸透阻害行為の対象とする。
2-6.	水田を埋めて畑にしたいが、雨水浸透阻害行為の許可は必要か。	水田は、畑地と同様に「耕地」として取り扱うため、水田から畑への変更は流出係数の変化がないことから、雨水浸透阻害行為にはあたらない。 【ガイドライン 6-11】
2-7.	ため池の埋立は雨水浸透阻害行為か。	ため池は、水路等とともに、満水状態の水面に降った雨が周辺の土地に流出することとなるため、宅地等に分類されている。そのため、ため池の埋立は、雨水浸透阻害行為に該当しない。 【ガイドライン 6-8、逐条解説 P98】
2-8.	一つの雨水浸透阻害行為（行為者が異なる）が法 30 条行為面積以下であるが、明らかに隣接した行為と同一行為と受け止められる場合の区域の判断はどうなるのか。 また、一つの開発行為を、2 つ以上に分割し、許可に時間差を設けた行為の場合、これを同一行為と受け止められる場合の区域の判断はどうなるのか。	特定都市河川浸水被害対策法では、行為の一連性（行為区域としての一体性）に関する判断基準が示されていないため、都市計画法の開発許可における取扱い等も踏まえながら、社会通念に照らし合わせ、客観的に判断する。
2-9.	河川の堤防等築造工事はどういう扱いになるのか。	法第 30 条にも記載されているが、河川改修など流域水害対策計画に基づいて行われる行為の場合は、雨水浸透阻害行為の対象外となる。 【逐条解説 P93】
2-10.	1,000m <sup>2</sup> 以上の雨水浸透阻害行為は、許可が必要であるが、道路などの公共工事も対象か。	公的主体が行う行為や公益性のある事業に伴う行為であっても対象行為となる。法第 35 条（許可の特例）において、国又は地方公共団体が行う行為の場合は、法第 30 条の許可を行う都道府県知事等との協議の成立をもって、許可を受けたものとみなすとされている。

	質問	回答
2-11.	特定都市河川指定(施行)時点で、他法令等により雨水流出抑制施設が設置されている区域において、雨水浸透阻害行為を行う場合、申請は必要か。	法の許可の対象外である。 但し、敷地の拡張等において新たに 1,000m <sup>2</sup> 以上の雨水浸透阻害行為を行う場合は、許可申請が必要である。 また、他法令等による対応が必要となる場合があるため他法令等の許可権者に確認をすること。
2-12.	開発区域は 1,000m <sup>2</sup> 以上であるが、従前宅地と畑が混在していて、従前宅地を控除すると 1,000m <sup>2</sup> 以下になる。雨水浸透阻害行為の許可は必要か。	必要ない。宅地等から宅地等、舗装された土地から宅地等、既存宅地扱いとされる土地の部分で行われる行為は雨水浸透阻害行為に該当しない。 耕地から宅地等など既存宅地以外の土地を宅地等に改変する面積(流出係数が増加する面積)の合計が 1,000m <sup>2</sup> 以上かどうかで判断する。
2-13.	既に着手している行為も許可が必要となるか。	既着手行為(法第 30 条から第 43 条までの規定の適用日時点で以下の状態にある行為)は許可を要しない。(なお、中川・綾瀬川流域の適用日は、令和 7 年 7 月 1 日である。) 既着手行為とは、 ・既に工事に着手している行為 ・都市計画法第 29 条に規定する開発行為の許可を要する行為で、既に当該許可を受けているもの ・事業採択されている等、既に事業化されている行為 ・都市計画事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業として行う行為で、既に当該事業の施工に係る許可を受けているもの ・その他、農地法や県雨水条例等、他法令の許可を受けているものなど、許可権者が既着手行為として認めるもの
2-14.	1,000m <sup>2</sup> 以上のエリアを複数年(1,000m <sup>2</sup> 未満)に分割して工事する場合は対象外となるか。(許可の申請単位)	特定都市河川浸水被害対策法では、行為の一連性(行為区域としての一体性)に関する判断基準が示されていないため、都市計画法の開発許可における取扱い等も踏まえながら、社会通念に照らし合わせ、客観的に判断する。
2-15.	流出係数に関する告示の別表 3 の「運動場その他これに類する施設」とあるが、「これに類する施設」とは具体的に何を想定しているか。	「その他これに類する施設」とは、野球場、陸上競技場、サッカー場等を想定している。 【逐条解説 P94】
2-16.	「締め固められた土地」とそうでない土地の区別は、何をもちいて判断すればよいか。	建築物が建築できる程度又は通常車両等が容易に走行できる程度にその土地が締め固められているか等、土地利用の状況を踏まえて、判断を行う。 【ガイドライン 6-9】
2-17.	一般的な宅地開発では、「土地の造成」と「住宅の建設」で行為者が異なるケースが多い。耕地を宅地造成し、造成された更地として一旦工事を終了する場合、対策量の考え方はどのようなになるか。	宅地の定義として、ガイドラインの P6-9 の中で「近い将来に宅地として利用するため、造成されている土地。」と示していることから、このようなケースでは、造成地の流出係数は「土地の造成」に係る「締め固められた土地」の 0.5 ではなく、「住宅の建築」に係る「宅地」の 0.9 として、対策量を算出する必要がある。 【ガイドライン 6-9】 なお、土地の造成が完了した時点で必要な対策量が満たせない場合は、素掘りの仮池等を設置して必要対策量を満たした後、住宅建築時に阻害申請を提出して地下貯留施設等を設置する。

	質問	回答
2-18.	区画整理事業の区域内において、整備された調整池があり、新たに雨水浸透阻害行為が生じた場合、特定都市河川浸水被害対策法第 30 条の許可対象になるか。	既に整備されている調整池の容量が、新たに生じた雨水浸透阻害行為の対策量を満たしており、行為区域からの雨水が当該既存調整池に流入する場合は、特定都市河川法第 30 条の許可対象にはならない。 一方で、既に整備されている調整池の容量が、新たに生じた雨水浸透阻害行為の対策量を満たしていない場合は、特定都市河川法第 30 条の許可申請を行い、不足分の対策施設を整備する必要がある。 【ガイドライン 6-43】
2-19.	特定都市河川流域と非特定都市河川流域をまたぐ開発は、許可の可否をどのように判断するか。	特定都市河川流域内の雨水浸透阻害行為面積が 1,000 m <sup>2</sup> 以上かで許可の可否を判断する。
2-20.	特定都市河川指定前に農地転用の許可を受けていれば、雨水浸透阻害行為の許可は不要か。	既着手行為に該当すれば許可は不要である。 既着手行為の考え方は以下のとおり ○既着手行為（法第 30 条から第 43 条までの規定の適用日時時点で以下の状態にある行為）は許可を要しない。（なお、中川・綾瀬川流域の適用日は、令和 7 年 7 月 1 日である。） ・既に工事に着手している行為 ・都市計画法第 29 条に規定する開発行為の許可を要する行為で、既に当該許可を受けているもの ・事業採択されている等、既に事業化されている行為 ・都市計画事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業として行う行為で、既に当該事業の施工に係る許可を受けているもの ・その他、農地法や県雨水条例等、他法令の許可を受けているものなど、許可権者が既着手行為として認めるもの 【ガイドライン 6-13 を一部改変して作成】
2-21.	行為区域に近接又は隣接して、宅地開発等に係る条例等に基づき設置された既存の防災調整池又は他の対策工事により設置された雨水貯留浸透施設（いずれも自らが設置管理するものに限る。）が存在する場合、対策量は軽減されるか。	行為区域からの雨水が当該既存施設に流入する場合は、流出雨水量を当該既存施設に経由した地点で算定することが可能であるため、対策工事の必要容量を計算する際に当該既存施設で雨水流出量を減少させて算定することができる。 【ガイドライン 6-33、6-34、6-42】
2-22.	農地法上は農地に復元される事が確実である場合などの際は最長 3 年の期間、一時的に資材置き場等で利用する事も可能となる。3 年間一時利用する場合でも雨水貯留浸透施設の設置は必要か。	仮設の建築物の建築その他の土地を一時的な利用に供する目的で行う行為の考え方について、ガイドライン (P6-21,22) では、当該利用に供された後に当該行為前の土地利用に戻されることが確実な場合は、雨水貯留浸透施設の設置が不要となっている。 なお、許可を要しないものの、その期間が 1 年を超え長期間に及ぶ場合は、法第 5 条に規定する雨水の一時的な貯留又は地下への浸透の努力義務に基づき、事業者により、当該期間に限った仮設の流出抑制対策が行われることが望ましいとしている。
2-23.	国土利用計画法の届出は既着手行為として認められるか。	既着手行為にあたる他法令等の許可や申請については、『主たる目的が当該区域の雨水浸透阻害行為となっている事業に対する許認可』と考えているため、国土利用計画法の届出は既着手行為として認められない。

	質問	回答
2-24.	<p>土地面積は 1,200m<sup>2</sup> あるが、そのうち 997m<sup>2</sup> をフェンスで囲い太陽光発電施設を設置しようと考えている。この場合、法の対象外となるか。</p> <p>&lt;前提条件&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の分筆は行わない。単にフェンスで仕切るのみ。</li> <li>・フェンスの外側は特段なもしない。(土地の形質変更は行わない。)</li> <li>・一部農地転用となるが、農地転用だけで 1000m<sup>2</sup> は超えない。</li> </ul>	<p>事業区域をフェンスで囲むことにより明確にして、フェンス外で土地の形質変更を行わないのであれば、フェンス内を敷地面積としてみなす。</p> <p>なお、太陽光発電施設については、各自自治体の条例・要綱等により定めがある場合は、基本的に、申請・届出書等に記載された敷地面積等により判断することとなる。</p>

### (3) 計画行為の対象面積、対策方法の考え方

	質問	回答
3-1.	宅地やその他の土地の形態はどのように判断するのか。	登記簿に記載された地目、現地写真、航空写真等により判断することとし、必要に応じて申請者の課税の状況や農業委員会の意見を聴取し、総合的に判断する。 現況の写真のほか、特定都市河川指定時点の写真なども踏まえ判断することもある。 【ガイドライン 6-10】
3-2.	昔、建物が建っていたが、現在は更地となっている。土地利用の判断は宅地でよいか。	既存宅地である確認が必要となる。過去において建物の用に供していた写真、課税証明書、登記簿（全部事項証明書）、図面等で判断する。
3-3.	宅地は、建物部分のみか。	宅地は、建物と付随する庭園、駐車場を一括して宅地と判断する。原則庭園、駐車場に別の流出係数を適用することはできない。 但し、公園内の図書館、運動場の観覧席、ゴルフ場のクラブハウス等、土地利用における建物等の敷地とそれ以外の敷地の割合が一般的な宅地と大きく異なる土地については、建物等の敷地の範囲を特定の上、「宅地」の流出係数を適用する。【ガイドライン 6-31】
3-4.	現況地目、登記簿地目が異なる場合があるがどちらを優先するのか。	現況地目および過去のその土地における利用状況などの実態の土地利用を踏まえ判断する。
3-5.	道路の路肩部分の草地（草地は道路用地内）を水路にする場合の対象面積の考え方は。	路肩部分が道路敷地であれば、草地である場合においても「道路」に該当し、「宅地扱い」となるため、宅地における行為となり雨水浸透阻害行為に該当しない。
3-6.	工場等、宅地面積の広いものが敷地拡張して増築する場合は、基本的に拡張する敷地内での雨水流出抑制対策を行うという判断だが、既設の雨水流出抑制施設に対策余裕分があれば、その分をカウントして新設する対策量を計算することは可能か。	既存雨水流出抑制施設への適切な流入、貯留、排水が行われていれば問題ない。
3-7.	対策工事として整備する調整池について、整備箇所 の流出係数はどのような扱いになるのか。	以下の手順で算定を行う。 ① 対策工事をしない場合の土地利用面積を用いて必要対策量を算定 ② 必要対策量の算定後、事業用地内で対策工事を実施（対策工事用地の定義は①のままとし、再計算不要） ③ 対策工事を当初予定する事業用地の外で行う場合は、①に戻り、対策工事用地の面積を事業用地に含めて再計算する。 ⇒ 対策工事面積分の流出係数の定義は不要
3-8.	浸透性舗装は雨水浸透阻害行為に該当するか。	宅地等以外の土地に浸透性舗装をする場合は、雨水浸透阻害行為に該当します。 その後の対策工事の設計において、浸透性舗装の浸透能力を浸透対策施設として見込むことができる。
3-9.	浸透施設設計における影響係数（0.9）とは何を指しているのか。	浸透施設の設計については、地下水位と目づまりによる影響を考慮している。
3-10.	土地登記簿は 1,000m <sup>2</sup> 以上あるが、土地の実測は 997m <sup>2</sup> となった場合、法の対象となるのか。 前提として、宅地分譲後の登記合計面積は 997m <sup>2</sup> となり、当該土地すべてが雨水浸透阻害行為面積となる。	元々の登記簿の 1000m <sup>2</sup> が誤りであり、開発の際に正しい面積である 997m <sup>2</sup> で申請する場合は、雨水浸透阻害行為の許可は必要ないと考えるが、基本的には関係他法令での申請面積により判断する。

<p>3-11.</p>	<p>以下の場合の雨水浸透阻害行為の取り扱いはどのようにすればよいか。</p> <p>(例) 開発面積 1,200 m<sup>2</sup> 従前地目：田 この敷地で「資材置き場」を整備。この行為は当然、阻害行為となるため、対策を法 30 条で実施。工事が完了。検査・標識の設置が完了。しばらくの後（半年後、1 年後など）、この同じ土地の一部で開発面積 400 m<sup>2</sup>の「専用住宅」を建築する場合、法の手続きはどう取り扱えばよいか。</p> <p>法 39 条の変更手続きは必要か。</p> <p>単純に対策量を面積比で考えるのか。</p>	<p>事前に宅地までの開発が分かっている場合であれば、一連行為とみなされるため、「1200m<sup>2</sup>の田んぼ」から、最終的な土地の利用「800m<sup>2</sup>の資材置き場+400m<sup>2</sup>の宅地」として、法 30 条許可の必要対策量を求めることになる。</p> <p>一方、事前に宅地までの開発を把握していない場合は、「1200m<sup>2</sup>の田んぼ」→「1200m<sup>2</sup>資材置き場」の法 30 条許可の必要対策量を満たした雨水貯留浸透施設を設置する。</p> <p>その後、法 39 条の許可では 400m<sup>2</sup>を対象とするのではなく、「1200m<sup>2</sup>の田んぼ」→「800m<sup>2</sup>の資材置き場+400m<sup>2</sup>の宅地」の必要対策量を算定し、不足分を追加で設置することとなる。</p> <p>○今回の事例の対策量（仮設定）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「1200m<sup>2</sup>の田んぼ」から「1200m<sup>2</sup>の資材置き場」にする場合の必要対策量：23m<sup>3</sup> (2/3⇒15m<sup>3</sup>、1/3⇒8m<sup>3</sup>)</li> <li>・「1200m<sup>2</sup>の田んぼ」から「800m<sup>2</sup>の資材置き場+400m<sup>2</sup>の宅地」にする場合の必要対策量：37m<sup>3</sup></li> <li>・不足分：37m<sup>3</sup>-23m<sup>3</sup>=14m<sup>3</sup></li> </ul> <p>資材置き場の範囲と宅地の範囲が一体の集水区域であれば、既に設置されている 23m<sup>3</sup>分の貯留浸透施設とは別に、不足分（14m<sup>3</sup>）の貯留浸透施設をどこに設置しても問題ない。（もしくは既存の 23m<sup>3</sup>分の貯留浸透施設を改築し、37m<sup>3</sup>分の貯留浸透施設とする方法でも問題ない。）</p> <p>一方で、宅地と資材置き場の集水区域(排水系統)が分断されているようであれば、資材置き場の集水エリアには当初の対策量 2/3（15m<sup>3</sup>）の貯留浸透施設を設置し、宅地の集水エリアには当初の対策量 1/3（8m<sup>3</sup>）+不足分（14m<sup>3</sup>）の計 22m<sup>3</sup>分の貯留浸透施設を設置することとなる。</p> <p>いずれの場合においても、当初設置した貯留浸透施設を改変する必要がある場合は、39 条の変更が必要になる。</p>
<p>3-13.</p>	<p>水路や道路などで、分断された区域（各区域を①、②とする）で雨水浸透阻害行為（同一事業者）があった場合の面積の考え方について、以下のどちらのパターンになるのか。</p> <p>パターン A：雨水浸透阻害行為の面積を 3,500m<sup>2</sup>として手続きを進める。</p> <p>パターン B：①500m<sup>2</sup>と②3,000m<sup>2</sup>のパターンを別々の行為として考え、1,000m<sup>2</sup>以上の②3,000m<sup>2</sup>のみ雨水浸透阻害行為の手続きを進める。</p> <p>補足：今回の場合は、市の条例で分譲住宅の場合は一</p>	<p>行為の一連性については、『特定都市河川浸水被害対策法に基づく雨水浸透阻害行為の許可事務審査マニュアル』の 3-3 に「都市計画法の開発許可制度における取扱い等も踏まえ、～客観的に判断する。」と記載している。</p> <p>今回の事例では、①、②の行為を開発許可権者が別の開発行為として判断しているため、回答パターン B のとおり、②の行為のみ雨水浸透阻害行為として、許可申請を求めることとなる。</p>

	体的な利用ではないため、水路等で切り離されたものは別の開発行為として判断している。(道路の接道を満たしていなく、水路占用により通路を作る場合は同一の開発行為となる。)	
3-15.	太陽光発電施設を目的とした場合、雨水浸透阻害行為の対象面積について、敷地全体面積 or パネル部分の面積どちらになるのか。 *計画地において、転圧はないものとする。	敷地面積が対象面積となる。
3-16.	法30条の対策量の算定で、マンションや公共施設等開発後に緑地になる部分の面積は、課税地目に関係なく「林地、耕地……建設機械を用いていない土地」として扱ってよいのか、或いは宅地扱いとなるのか。	宅地は住宅や公共施設等の屋根面積の他に庭等(緑地など)も含めた一団をもって宅地と判断することになる。 【マニュアル3-6】
3-17.	碎石による駐車場、資材置き場などを行う場合、碎石部を $t=500$ 程度にした際にその部分は⑤大型貯留浸透層としてみなすことが出来るのか、または碎石部を転圧していることから見る事が出来ないのか。	「透水性舗装」として、浸透施設で見込むことは可能である。 なお、個別の案件により、施設の構造に差異があるため、雨水貯留浸透技術協会に問合せて判断することとなる。
3-18.	耕地から未舗装の駐車場整備等の雨水浸透阻害行為において、対策工事を全浸透の貯留浸透施設(水路等への排水なし)とする場合、浸透能力マップ等で当該地の飽和透水係数の設定がないため、浸透効果量を見込まずに全浸透の貯留浸透施設とすることは可能か。 または、浸透施設が機能することを確認するため、事業者が現地で行っていただき浸透効果量を見込んだ浸透施設とすべきか。 併せて、どちらの場合においても、オーバーフロー分を区域外へ安全に放流できる構造(水路等への接続)が必須となるか。	浸透施設の効果量を見込まない場合、貯留施設として必要な貯留量を確保し、許容放流量以下で水路へ排水する必要がある。 なお、浸透施設が機能することを確認するため、事業者が現地で行っていただき浸透効果量を見込んだ場合には、浸透施設として設置することは可能となる。 また、オーバーフロー管の設置については、超過降雨時に施設周辺の浸水被害拡大を抑制するため、申請者に設置をお願いしているが、許可する上での必須条件ではない。
3-19.	【中川・綾瀬川流域(埼玉県版)】調整池容量計算システムの『比浸透量』シートにある、透水性舗装の設計水頭の入力について、貯留深さの平均値でよいのか。	①一定面積ごとに路盤が水平の場合 ⇒設計水深が一定の区域ごとに比浸透量を算定すること。施設諸元(浸透)シートでは、透水性舗装の欄に、設計水深 H1 の比浸透量・面積を透水性舗装入力欄の1行目に、設計水深 H2 の比浸透量・面積を2行目に・・・と記載する。  ②路盤に勾配がある場合 ⇒平均値で算定する。
3-20.	計画地について、実測を行ったところ土地の登記簿面積と差異があった。 農転が必要なことから農業委員会に相談したところ、農転の申請は登記簿面積で申請してほしいとのことだった。 この場合、法で取り扱う面積は登記簿面積ベースとなるのか、実測面積ベースとなるのか(あるいは面積の大小で判断するのか)。	法で取り扱う面積については、実測面積ベースとなる。
3-21.	太陽光発電施設を計画しているが、防草対策として底面に防草シートを張ろうと考えている。 流出係数は0.9でよいのか。	太陽光発電の用に供する行為区域の土地利用形態は、底面の利用や対策状況に関係なく、すべて「宅地(0.9)」となる。
3-22.	土地利用形態の判別方法における「宅地」の考え方について、「宅地は住宅の屋根面積の他に庭等も含めた一団をもって宅地と判断する。」と記載されている。 例えば、1,300㎡の店舗の計画において、建物380㎡、駐車場800㎡、緑地120㎡である場合でも、宅地の面積は1,300㎡と考えてよいのか。あるいは、宅地	ガイドライン(ver1.1)P6-32の「②流出係数の適用(i)宅地」では、『宅地のうち、公園内の図書館、運動場の観覧席、ゴルフ場のクラブハウス等、土地利用における建築物の敷地とそれ以外の敷地の割合が一般的な宅地と大きく異なる土地については、建築物の敷地の範囲を特定

	500 m <sup>2</sup> 、舗装された土地 800 m <sup>2</sup> となるのか。	<p>の上、「宅地」の流出係数を適用する。』としている。</p> <p>なお、ガイドライン P6-38 に記載のある、「宅地」の流出係数 0.9 を設定した際のモデルケースでは、法定建ぺい率の最低値は 30%となっている。</p>
3-23.	<p>2 筆の農地 (A 農地 300 m<sup>2</sup>・B 農地 3,000 m<sup>2</sup>) を駐車場とする計画があるが、A と B の間は数メートル離れており連続していない。</p> <p>しかし、事業者が同一であることから開発担当は一体の開発と判断しており、対策量は A と B の合計面積で算定することとしている。</p> <p>このような場合は B 農地側に必要対策量を全て背負わせて施設整備してもらい、A 農地は対策不要としてよいか。</p>	<p>A 農地側の面積分の集水を、B 農地側に送水し B 農地側で貯留する構造でないのであれば、B 農地側に必要対策量を全て背負わせて施設整備した場合、A 農地側から流出する雨水が一次放流先に直接放流されてしまうため、原則、A 農地と B 農地それぞれで対策を実施する。</p> <p>ただし、やむを得ない事情などにより、A 農地側で対策不能な場合には、一次放流先の管理者と協議の上、対策内容を定める。</p>

## 2. 様式集

特定都市河川浸水被害対策法の雨水浸透阻害行為の許可に係る様式を次ページ以降に示す。

### **①事前相談時**

- ・ 雨水浸透阻害行為事前相談書
- ・ 事前相談結果通知書（許可が必要な場合）
- ・ 事前相談結果通知書（許可が不要な場合）

### **②許可申請時**

- ・（別記様式第二）雨水浸透阻害行為許可申請（協議）書
- ・（様式－1）計画説明書
- ・ 雨水浸透阻害行為許可書
- ・ 雨水浸透阻害行為回答書
- ・ 雨水浸透阻害行為不許可通知書
- ・ 雨水浸透阻害行為不許可回答書

### **③許可申請後**

- ・（様式第5号）雨水浸透阻害行為に関する工事着手届出書
- ・（様式第3号）雨水浸透阻害行為変更許可申請（協議）書
- ・（様式第4号）雨水浸透阻害行為変更届出書
- ・（別記様式第三）雨水浸透阻害行為に関する工事完了届出書
- ・（別記様式第四）雨水浸透阻害行為に関する工事廃止届出書
- ・（様式第6号）雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証
- ・（別記様式第六）雨水貯留浸透施設機能阻害行為許可申請（協議）書

雨水浸透阻害行為事前相談書

No.      —  
雨水浸透阻害行為事前相談書

事前相談日時	年    月    日 ( )    :    ~    :	
事業区域に含まれる地域の名称		
事業区域の面積		
予定する事業の計画の内容		
事業主又は建築主等の住所・氏名	住 所 氏 名	
代理人等の住所・氏名・連絡先	住 所 氏 名 連絡先	担当者名

事前相談結果通知書（許可が必要な場合）

（法第30条：雨水浸透阻害行為の許可）

〇〇第 号  
令和 年 月 日

事前相談結果通知書

〇〇県（市）〇〇部  
〇〇課

事前協議届出書のあった次の事業計画等については、特定都市河川浸水被害対策法第30条（雨水浸透阻害行為）の 許可 協議 は、必要です。

■事業計画を実施する場合は、中川・綾瀬川流域水害対策計画に基づき、特定都市河川浸水被害対策法に基づく雨水流出抑制対策を講じた場合と他法令等により雨水流出抑制対策を講じた場合を比較して雨水流出抑制量が大きい方を適応してください。

【対策容量】

「各地域の基準に基づく対策容量(m<sup>3</sup>)」と「法第30条に基づく『対策工事』の実施において確保すべき貯留量 (m<sup>3</sup>)」のうち、大きい方を適応する。

【放流量】

「各地域の基準に基づく許容放流量(m<sup>3</sup>/s)」と「法第30条に基づく『対策工事』の実施における調整池からの放流量 (m<sup>3</sup>/s)」のうち、小さい方を適応する。

1	雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称	
2	事業予定区域面積	m <sup>2</sup> (雨水浸透阻害行為面積 m <sup>2</sup> )
3	対策容量	他法令等 ・ 特定都市河川法第30条 m <sup>3</sup>
4	放流量	他法令等 ・ 特定都市河川法第30条 m <sup>3</sup> /s
5	事前相談書受付日	令和 年 月 日
6	相談者氏名	
7	備考	

※ 雨水貯留浸透施設を複数設ける場合は、集水流域ごとに対策量を再確認すること。

# 事前相談結果通知書（許可が不要な場合）

（法第 30 条：雨水浸透阻害行為の許可）

〇〇第 号  
令和 年 月 日

## 事前相談結果通知書

〇〇県（市）〇〇部  
〇〇課

事前協議届出書のあった次の事業計画等については、特定都市河川浸水被害対策法  
第 30 条（雨水浸透阻害行為）の 許可  
協議 は、不要です。

- 土地利用計画が変更になった事業や、一連の区域での事業は、雨水浸透阻害行為の許可が必要となる場合があります。
- 「特定都市河川流域内において住居し、又は事業を営む者は、当該特定都市河川流域における浸水被害の防止を図るための雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に自ら努める」等の努力義務規定が法に明記されていますので、浸透マスを設置する等流域における浸水被害軽減に協力をお願いいたします。
- 「埼玉県の雨水流出施設の設置等に関する条例」については、別途規定に基づく手続きが必要となる場合があります。

1	雨水浸透阻害行為の区域 に含まれる地域の名称	
2	事業予定区域面積	m <sup>2</sup> （雨水浸透阻害行為面積 m <sup>2</sup> ）
3	事前相談書受付日	令和 年 月 日
4	相談者氏名	
5	備考	

【雨水浸透阻害行為の許可】 ※法：特定都市河川浸水被害対策法  
第三十条 特定都市河川流域内の宅地等以外の土地において、次に掲げる行為（流域水害対策計画に基づいて行われる行為を除く。以下「雨水浸透阻害行為」という。）であって雨水の浸透を著しく妨げるおそれのあるものとして政令で定める規模以上のものをする者は、あらかじめ、当該雨水浸透阻害行為をする土地の区域に係る都道府県（当該土地の区域が指定都市等の区域内にある場合にあっては、当該指定都市等）の長（以下この節において「都道府県知事等」という。）の許可を受けなければならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のために必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。  
一 宅地等にするために行う土地の形質の変更  
二 土地の舗装（コンクリート等の不透水性の材料で土地を覆うことをい、前号に該当するものを除く。）  
三 前二号に掲げるもののほか、土地からの流出雨量（地下に浸透しないで他の土地へ流出する雨水の量をいう。以下同じ。）を増加させるおそれのある行為で政令で定めるもの  
【罰則】  
第八十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。  
一 第三十条又は第三十七条第一項の規定に違反して、雨水浸透阻害行為をしたとき。  
（以下略）

(別記様式第二) 雨水浸透阻害行為許可申請 (協議) 書

別記様式第二 (第十六条関係)

許可申請  
雨水浸透阻害行為 書  
協 議

<p>第 30 条 特定都市河川浸水被害対策法 の規定により、雨水浸透阻害行為 第 35 条</p> <p>許可を申請 について します。 協 議</p> <p>年 月 日</p> <p>様</p> <p>住所 氏名</p>		※ 手数料欄
雨水 浸透 阻害 行為 等 の 概 要	1 雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地 域の名称	
	2 雨水浸透阻害行為区域の面積	平方メートル
	3 雨水浸透阻害行為に関する工事の計画 の概要	
	4 対策工事の計画の概要	
	5 雨水浸透阻害行為に関する工事の着手 予定日	年 月 日
	6 雨水浸透阻害行為に関する工事の完了 予定日	年 月 日
	7 対策工事の着手予定日	年 月 日
	8 対策工事の完了予定日	年 月 日
	9 その他必要な事項	
※受 付 番 号	年 月 日 第 号	
※許可に付した条件		
※許 可 番 号	年 月 日 第 号	

備考 1 「許可申請 「第 30 条 「許可を申請  
協 議」、 第 35 条」、 協 議」 については、該当するものを○で囲むこ  
と。

- 2 許可申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 3 ※印のある欄は記載しないこと。
- 4 雨水浸透阻害行為に関する工事の計画及び対策工事の計画については、概要の記述の末尾に「(計画の詳細は、別葉の計画説明書及び計画図による。)」と記載し、それぞれ計画説明書及び計画図を別葉とすること。
- 5 「その他必要な事項」の欄には、雨水浸透阻害行為を行うことについて、都市計画法、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。

(様式－１) 計画説明書

様式－１ (特定都市河川浸水被害対策法施行規則 第１６条関係)

計 画 説 明 書

申請者										
設計者										
工事施工者										
施設管理者										
雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称										
雨水浸透阻害行為に関する工事の計画の概要										
対策工事の計画の概要										
行為区域 (対策工事に係る雨水貯留浸透施設の集水区域が行為区域の範囲を超えるときは、当該超える区域を含む。) 内の土地の現況 (㎡)	宅 地	池 沼	水 路	ため池	道 路 (法面無)	道 路 (法面有)	鉄道線路 (法面無)	鉄道線路 (法面有)	飛行場 (法面無)	飛行場 (法面有)
	太陽光 パネル	舗装され た土地 (法面を 除く。)	舗装され た土地 (法面)	ゴルフ場	運動場	締め固め られた土 地	山 地	植生に覆 われた法 面	林地・ 耕地・ 原野そ の他	合計
行為区域 (対策工事に係る雨水貯留浸透施設の集水区域が行為区域の範囲を超えるときは、当該超える区域を含む。) 内の土地利用計画 (㎡)	宅 地	池 沼	水 路	ため池	道 路 (法面無)	道 路 (法面有)	鉄道線路 (法面無)	鉄道線路 (法面有)	飛行場 (法面無)	飛行場 (法面有)
	太陽光 パネル	舗装され た土地 (法面を 除く。)	舗装され た土地 (法面)	ゴルフ場	運動場	締め固め られた土 地	山 地	植生に覆 われた法 面	林地・ 耕地・ 原野そ の他	合計
対策工事に係る雨水貯留浸透施設の計画	行為前の流出係数			行為後の流出係数						
	行為前の流出雨水量			㎡/s			行為後の流出雨水量			㎡/s
	雨水貯留浸透施設の計画			構造名称			容量(浸透能力)			
						㎡ ( ㎡/s)				
そ の 他										

備考 「雨水貯留浸透施設の計画」欄には、特定都市河川浸水被害対策法に基づく雨水流出抑制対策と他法令等に基づく雨水流出抑制対策とを比較して雨水流出抑制量が大きい方の対策内容を記載すること。

「その他」欄には、雨水浸透阻害行為に関する工事又は対策工事に伴い道路を設ける場合の当該道路の名称、管理者(帰属先)等を記載すること。

# 雨水浸透阻害行為許可書

## 雨水浸透阻害行為許可書

許可番号 年 月 日 第 号  
住所  
氏名 様

年 月 日付けの申請については、特定都市河川浸水被害対策法第三十六条第二項の規定によって、下記のとおり許可します。

年 月 日

〇〇県（市町）知事（長）

印

1 許可条件	
2 雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称	
3 雨水浸透阻害行為区域の面積	平方メートル
4 雨水浸透阻害行為に関する工事の計画の概要	
5 対策工事の計画の概要	
6 雨水浸透阻害行為に関する工事の着手予定日	年 月 日
7 雨水浸透阻害行為に関する工事の完了予定日	年 月 日
8 対策工事の着手予定日	年 月 日
9 対策工事の完了予定日	年 月 日
10 その他必要な事項	
備考：この処分に不服があるときは、行政不服審査法の規定により、処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、埼玉県知事に対して審査請求することができます。	

# 雨水浸透阻害行為回答書

## 雨水浸透阻害行為回答書

許可番号 年 月 日 第 号  
国、地方公共団体の長 様

年 月 日付けの協議については、特定都市河川浸水被害対策法第三十五条の規定によって、下記のとおり回答します。

年 月 日

〇〇県（市町）知事（長）

印

1 雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称	
2 雨水浸透阻害行為区域の面積	平方メートル
3 雨水浸透阻害行為に関する工事の計画の概要	
4 対策工事の計画の概要	
5 雨水浸透阻害行為に関する工事の着手予定日	年 月 日
6 雨水浸透阻害行為に関する工事の完了予定日	年 月 日
7 対策工事の着手予定日	年 月 日
8 対策工事の完了予定日	年 月 日
9 その他必要な事項	
備考：この処分に不服があるときは、行政不服審査法の規定により、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、埼玉県知事に対して審査請求することができます。	

雨水浸透阻害行為不許可通知書

雨水浸透阻害行為不許可通知書

住所  
氏名 様

年 月 日付けで申請のあった雨水浸透阻害行為については、次の理由により不許可としたので、特定都市河川浸水被害対策法第三十六条第二項の規定により通知します。

年 月 日

〇〇県（市町）知事（長） 印

不許可理由

備考：この処分に不服があるときは、行政不服審査法の規定により、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、埼玉県知事に対して審査請求することができます。

## 雨水浸透阻害行為不許可回答書

雨水浸透阻害行為不許可回答書

国、地方公共団体の長 様

年 月 日付で申請のあった雨水浸透阻害行為については、次の理由により不許可としたので、特定都市河川浸水被害対策法第三十六条第二項の規定により通知します。

年 月 日

〇〇県（市町）知事（長）

印

不許可理由

備考：この処分に不服があるときは、行政不服審査法の規定により、処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、埼玉県知事に対して審査請求することができます。

(様式第5号) 雨水浸透阻害行為に関する工事着手届出書

様式第5号 (第5条関係)

雨水浸透阻害行為に関する工事着手届出書

年 月 日

(宛先)

様

住 所  
氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

特定都市河川浸水被害対策法施行細則第5条の規定により、雨水浸透阻害行為に関する工事（許可番号 年 月 日 第 号）に着手しましたので、次のとおり届け出ます。

雨水浸透阻害行為に関する 工事の着手年月日	年 月 日
対策工事の着手年月日	年 月 日
雨水浸透阻害行為の区域に 含まれる地域の名称	
工事施工者（法人 にあつては、主た る事務所の所在地、 名称及び代表者の 氏名）	住 所
	氏 名
	連絡先 (電話番号 )
	現場管 理者の 氏名

(様式第3号) 雨水浸透阻害行為変更許可申請(協議)書

様式第3号(第4条関係)

雨水浸透阻害行為変更許可申請書  
協 議

年 月 日

(宛先)

様

住 所  
氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

特定都市河川浸水被害対策法第37条第1項  
第37条第4項において準用する同法第3  
5条の規定により、雨水浸透阻害行為の許可を受けた事項の変更  
について次のとおり許可を申請  
協 議 します。

変 更 に 係 る 事 項	1	雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称	
	2	雨水浸透阻害行為区域の面積	平方メートル
	3	雨水浸透阻害行為に関する工事の計画の概要	
	4	対策工事の計画の概要	
	5	雨水浸透阻害行為に関する工事の着手予定年月日	年 月 日
	6	雨水浸透阻害行為に関する工事の完了予定年月日	年 月 日
	7	対策工事の着手予定年月日	年 月 日
	8	対策工事の完了予定年月日	年 月 日
	9	その他必要な事項	
変 更 の 理 由			
雨水浸透阻害行為の許可番号		年 月 日 第 号	
その他必要な事項			
※受付番号		年 月 日 第 号	
※変更の許可に付した条件			
※変更の許可番号		年 月 日 第 号	

- 備考 1 「許可申請 協議」、「第37条第1項 第37条第4項において準用する同法第35条」の許可を受けた 「許可を申請 協議」については、  
「の許可を受けた 「許可を申請 協議」については、  
条」、「について協議が成立した」、協 議」については、  
該当するものを○で囲むこと。
- 2 「変更に係る事項」欄には、変更をしようとする事項について、  
変更後のものを記載すること。
- 3 「その他必要な事項」欄には、雨水浸透阻害行為の許可を受け  
た事項の変更を行うことについて、都市計画法、農地法その他の  
法令による許可、認可等を要する場合に、その手続の状況を記載  
すること。
- 4 ※印のある欄には、記載しないこと。

(様式第4号) 雨水浸透阻害行為変更届出書

様式第4号 (第4条関係)

雨水浸透阻害行為変更届出書

年 月 日

(宛先)

様

住 所  
氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

特定都市河川浸水被害対策法第37条第3項の規定により、雨水浸透阻害行為の許可を受けた事項を変更しましたので、次のとおり届け出ます。

雨水浸透阻害行為の許可番号		年 月 日 第 号	
雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称			
変更に係る事項	雨水浸透阻害行為に関する工事の着手予定年月日	変更前	年 月 日
		変更後	年 月 日
	雨水浸透阻害行為に関する工事の完了予定年月日	変更前	年 月 日
		変更後	年 月 日
	対策工事の着手予定年月日	変更前	年 月 日
		変更後	年 月 日
	対策工事の完了予定年月日	変更前	年 月 日
		変更後	年 月 日
変更の理由			
その他必要な事項			

備考 「その他必要な事項」欄には、雨水浸透阻害行為の許可を受けた事項の変更を行うことについて、都市計画法、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合に、その手続の状況を記載すること。

(別記様式第三) 雨水浸透阻害行為に関する工事完了届出書

別記様式第三 (第二十六条関係)

雨水浸透阻害行為に関する工事完了届出書

年 月 日

様

届出者 住所

氏名

特定都市河川浸水被害対策法第 38 条第 1 項の規定により、雨水浸透阻害行為に関する工事（許可番号  
年 月 日第 号）が下記のとおり完了しましたので届け出ます。

記

- 1 雨水浸透阻害行為に関する工事の完了年月日 年 月 日
- 2 対策工事の完了年月日 年 月 日
- 3 雨水浸透阻害行為に関する工事を完了した行為区域に含まれる地域の名称

※受付番号	年	月	日	第	号
※検査年月日	年	月	日		
※検査結果	合		否		
※検査済証番号	年	月	日	第	号

備考 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 ※印のある欄は記載しないこと。

(別記様式第四) 雨水浸透阻害行為に関する工事廃止届出書

別記様式第四 (第二十六条関係)

雨水浸透阻害行為に関する工事廃止届出書

年 月 日

様

届出者 住所

氏名

特定都市河川浸水被害対策法第 38 条第 1 項の規定により、雨水浸透阻害行為に関する工事（許可番号  
年 月 日第 号）を下記のとおり廃止しましたので届け出ます。

記

- 1 雨水浸透阻害行為に関する工事の廃止年月日 年 月 日
  - 2 雨水浸透阻害行為に関する工事を廃止した行為区域に含まれる地域の名称
- 備考 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載  
すること。

(様式第6号) 雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証

様式第6号 (第8条関係)

第 号  
年 月 日

様

〇〇県(市町)知事(長) 印

雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証

次の雨水浸透阻害行為に関する工事は、 年 月 日検査の結果、特定都市河川浸水被害対策法第32条の政令で定める技術的基準に適合していることを証明します。

雨水浸透阻害行為の許可番号	年 月 日 第 号
雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称	
許可を受けた者の住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)	

(別記様式第六) 雨水貯留浸透施設機能阻害行為許可申請 (協議) 書

別記様式第六 (第二十九条関係)

許可申請  
雨水貯留浸透施設機能阻害行為 書  
協 議

<p>第 3 9 条 第 1 項 特定都市河川浸水被害対策法 第 39 条第 4 項において準用する同法第 35 条 の規定により、雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為について 許可を申請 します。 協 議 年 月 日 様 住所 氏名</p>		<p>※ 手数料欄</p>
雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の概要	1 雨水貯留浸透施設の名称及び雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証番号	
	2 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の種類	
	3 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為を行う地域の名称	
	4 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の設計又は施行方法 (保全工事を行う場合には、保全工事の設計又は施行方法を含む。) の概要	
	5 雨水貯留浸透施設の機能の保全上支障がないことを明らかにする事項	
	6 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の着手予定日	年 月 日
	7 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の完了予定日	年 月 日
	8 保全工事の着手予定日	年 月 日
	9 保全工事の完了予定日	年 月 日
	10 その他必要な事項	
※受付番号	年 月 日	第 号

### 3. 他法令等による規制・許可申請（埼玉県での例）

特定都市河川浸水被害対策法における雨水浸透阻害行為に関連する他法令等による規制と許可申請手続きの概要を取りまとめた。

特定都市河川浸水被害対策法と他法令等の規制・許可申請について（埼玉県版）

法令	対象行為	対象規模	許可権者 (申請窓口)	参考図書
埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例	計画区域の面積が1ha以上の開発行為や湛水想定区域内での盛土行為等	1ha以上の開発行為、都市公園の設置、道路に接する自動車駐車場（パーキングエリア、道の駅など）の設置、湛水想定区域内での盛土行為	県知事 (県土整備部河川砂防課)	埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例申請・届出の手引き
特定都市河川浸水被害対策法	宅地等以外の土地で行う雨水浸透阻害行為（土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為）	雨水浸透阻害面積1,000㎡以上	県知事等 <sup>*1</sup> (県土整備部河川砂防課)	解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン（令和5年1月版）
都市計画法	開発行為 主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更	【許可不要となる開発行為の区域及び規模】 ・市街化区域：1,000㎡未満（政令第19条第1項） ・市街化区域（既成市街地、近郊整備地帯）：500㎡未満（政令第19条第2項） ・非線引き都市計画区域：3,000㎡未満（政令第19条第1項） ・準都市計画区域：3,000㎡未満（政令第19条第1項） ・都市計画区域でも準都市計画区域でもない区域：1ha未満（政令第22条の2）	県知事等 <sup>*2</sup> (川越建築安全センター東松山駐在)	都市計画法に基づく開発許可制度の解説（令和6年10月版）
宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）	規制区域内において行われる盛土その他の土地の形質の変更、一時的な土石の堆積 ※公共施設用地において行われるものなど適用除外となるものは除く	＜土地の形質の変更＞ ①盛土で高さが1m超の崖を生ずるもの ②切土で高さが2m超の崖を生ずるもの ③盛土と切土を同時に行い、高さが2m超の崖を生ずるもの ④盛土で高さが2m超となるもの ⑤盛土又は切土をする土地の面積が500㎡超となるもの ＜一時的な土石の堆積＞ ⑥最大時に堆積する高さが2m超かつ面積が300㎡超となるもの ⑦最大時に堆積する面積が500㎡超となるもの	県知事等 <sup>*3</sup> (環境管理事務所 <sup>*4</sup> )	【仮称】盛土規制法に基づく許可申請等の解説（埼玉県）、盛土等防災マニュアル（国）
農地法	田や畑といった農地を農地以外にする、又は、農地を農地以外にするために、又は採草放牧地を採草放牧地以外のもの（農地を除く）にするために権利の移動・権利の設定を行う行為	—	・4ha以上 埼玉県知事及び指定市町村（市町村農業委員会） ・4ha以下 埼玉県知事、権限移譲市町村及び指定市町村（市町村農業委員会）	農地転用許可制度について（埼玉県）

砂防法等	砂防指定地（埼玉県砂防指定地管理条例）、地すべり防止区域（地すべり等防止法）、急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律）における盛土、切り土等の土地の形状変更や工作物の新築、改築等の行為など	—	県知事 （県土整備事務 所長）	砂防法等に基づく許可申請（埼玉県ウェブサイト）
森林法	地域森林計画の対象となる民有林における土地の形質の変更を伴う以下の行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路の新設又は改築： 面積 1 ha かつ幅員 3 m</li> <li>・太陽光発電設備の設置： 面積 0.5ha</li> <li>・その他の開発行為： 面積 1 ha</li> </ul>	県知事等 <sup>※5</sup> （農林振興セン ター、林業事務 所）	埼玉県林地開発許可事務取扱要領（最終改正）令和4年3月18日（令和4年5月1日施行）

- ※1 地方自治法に定める政令市・中核市・施行時特例市は、特定都市河川浸水被害対策法第30条に基づき、雨水浸透阻害行為許可の権限を有している。また、「埼玉県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例」に基づき、雨水浸透阻害行為許可の権限を一部の市町に移譲している。
- ※2 地方自治法に定める政令市・中核市・施行時特例市は、都市計画法第29条第1項に基づき、開発許可の権限を有している（8市）。また、「埼玉県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例」に基づき、開発許可の権限を一部の市町に移譲している（32市11町）。（令和5年12月現在）
- ※3 地方自治法に定める政令市・中核市は、盛土規制法第12条第1項及び第30条第1項等に基づき、同法に基づく工事の許可等の権限を有している。なお、同法第15条第2項及び第34条第2項の規定に基づき、同法の規制区域指定後に都市計画法第29条第1項又は第2項の許可を受けた時は、当該工事については盛土規制法に基づく工事の許可を受けたものとみなす規定があるため、当該工事の許可は都市計画法の開発許可の権限を有する開発許可権者が行う。
- ※4 盛土規制法の許可審査等は本庁の都市整備部都市計画課で行うが、申請受付や現場対応等は地域機関の環境管理事務所で行う。
- ※5 平成21年4月1日から春日部市・上尾市・北本市、平成23年4月1日から久喜市・蓮田市、平成25年4月1日から鶴ヶ島市、平成26年4月1日から坂戸市に、林地開発許可の権限が知事から各市長に移譲されている。（令和5年12月現在）

## 【埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例】

### ●許可の対象行為

- ・計画区域の面積が1ha以上の下記の行為

ア.開発行為<sup>※1</sup>  
イ.都市公園の設置に係る行為  
ウ.道路管理者による、道路に接する自動車駐車場（パーキングエリア、道の駅など）の設置に係る行為

※1 都市計画法第29条ただし書きの、開発行為の許可を要しない開発行為（駅舎その他の鉄道施設図書館、公民館等の建築を目的とした開発行為など）も含む

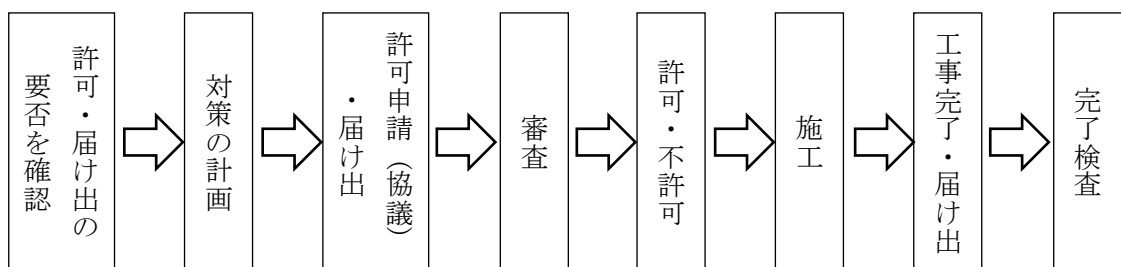
### ●届け出（工事着手の30日前まで）の対象行為

- ・計画区域の面積が1ha以上の下記に該当する湛水想定区域内<sup>※2</sup>での盛土行為

ア.開発行為  
イ.都市公園の設置に係る行為  
ウ.道路管理者による、道路に接する自動車駐車場（パーキングエリア、道の駅など）の設置に係る行為  
エ.高規格堤防特別区域として指定する部分の設置に係る行為

※2 埼玉県河川砂防課ウェブサイト参照

### ●手続の流れ



## 【都市計画法】

### ●許可の対象行為

建築物、特定工作物の建設を目的とした「土地の区画形質の変更」する行為

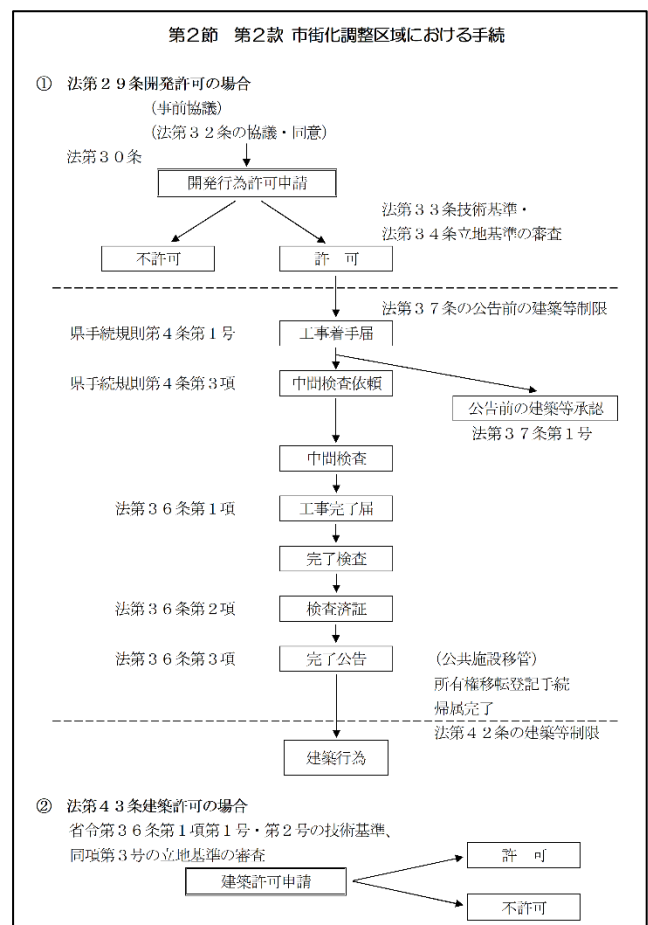
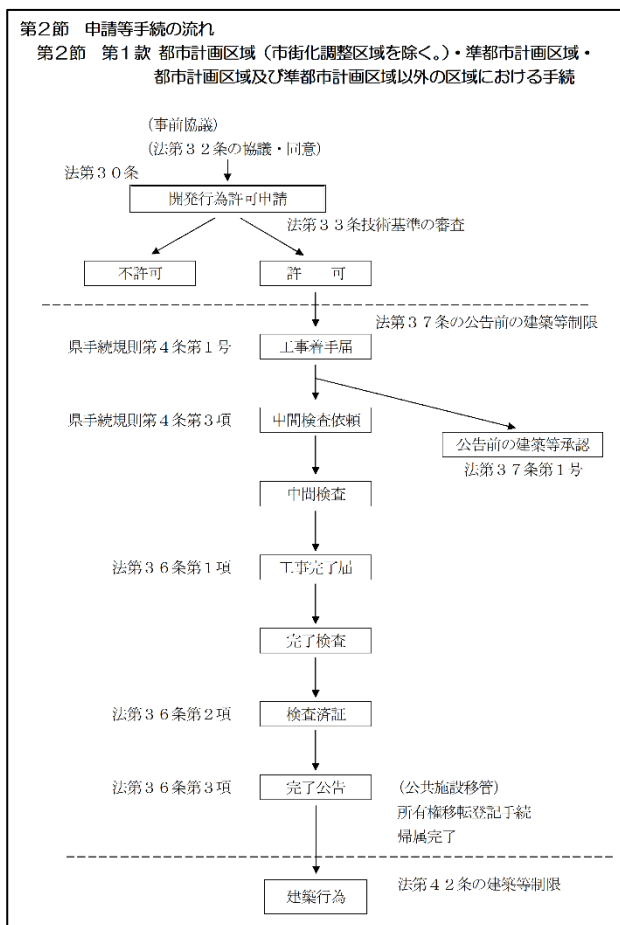
#### 規制対象規模（令第19条、第22条の2）

区 域	許可が必要な規模
市街化区域	1,000 m <sup>2</sup> 以上（政令第19条第1項）
市街化区域（既成市街地、近郊整備地帯）	500 m <sup>2</sup> 以上（政令第19条第2項）
非線引き都市計画区域	3,000 m <sup>2</sup> 以上（政令第19条第1項）
準都市計画区域	3,000 m <sup>2</sup> 以上（政令第19条第1項）
都市計画区域で準都市計画区域でもない区域	1 ha 以上（政令第22条の2）

※規制対象外行為

- (1) 農林漁業の用に供する政令で定める建築物又はこれらの業務を営む者の居住の用に供する建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為
- (2) 公益上必要な建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為  
（ただし、学校、社会福祉施設、病院・診療所、庁舎及び宿舍等を除く）
- (3) 土地区画整理事業等の施行として行う開発行為等

### ●手続きの流れ（埼玉県での例）



#### 申請手続きの流れ

【出典：都市計画法に基づく開発許可制度の解説（令和6年10月版）】

## 【宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）】

### ●許可の対象行為

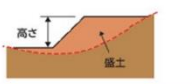
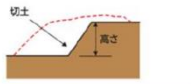
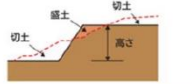
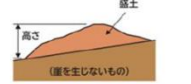
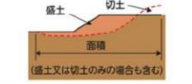
「宅地造成等工事規制区域」又は「特定盛土等規制区域」内において行われる以下の行為

※「宅地造成等工事規制区域」及び「特定盛土等規制区域」の許可対象規模は同じです

（宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例を制定し許可対象規模を強化しています）

### <土地の形質の変更（切土・盛土）>

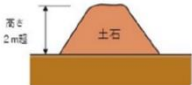
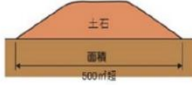
例えば ●宅地を造成するための盛土・切土 ●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

①盛土で高さが1m超の崖を生ずるもの	②切土で高さが2m超の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが2m超の崖を生ずるもの（①②を除く）	④盛土で高さが2m超となるもの（①③を除く）	⑤盛土と切土をする土地の面積が500㎡超となるもの（①～④を除く）
				

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものは除く）以外のものをいいます

### <一時的な土石の堆積>

例えば ●土石のストックヤードにおける仮置き 等

⑥最大時に堆積する高さが2m超かつ面積が300㎡超となるもの	⑦最大時に堆積する面積が500㎡超となるもの
	

### <適用除外>

道路、公園、河川等の公共施設用地内で行われる盛土等については、盛土規制法は適用されません。

また、例えば、以下のような場合は盛土規制法に基づく許可手続きが不要となります。

- ▶ 国、地方公共団体等が非常災害のために必要な応急措置として行う工事
- ▶ 工事の施行に付随して行われるものであって、当該工事に使用する土石のたい積又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に一時的にたい積するもの など

### ●手続の流れ（埼玉県庁での例）

<p style="text-align: center;"><b>① 事前相談</b></p> <p>工事計画・申請書類等について 事前相談</p>	<p style="text-align: center;"><b>② 許可申請前</b></p> <p>土地所有者等全員の同意 周辺住民への事前周知</p>	<p style="text-align: center;"><b>③ 許可申請・許可</b></p> <p>許可基準への適合 知事等の許可 知事等は工事主氏名、盛土等が行われる土地の所在地等を公表</p>
<p style="text-align: center;"><b>④ 工事着手</b></p> <p>現場での標識掲出 定期報告 3カ月ごと（一定規模以上） 中間検査（一定規模以上で特定工程を含む場合）</p>	<p style="text-align: center;"><b>⑤ 工事完了</b></p> <p>完了検査 安全基準への適合について現地検査</p>	<p>管轄する県環境管理事務所 が窓口となります。</p>

注意 令和7年6月30日以前に、現に盛土・切土や一次的な土石の堆積など規制対象となる工事を行っている場合は、許可は不要ですが、令和7年7月22日までに工事内容等の届出が必要です。

## 【農地法】

### ●許可の対象行為

田や畑といった農地を農地以外にする、又は、農地を農地以外にするために、又は採草放牧地を採草放牧地以外のもの（農地を除く）にするために権利の移動・権利の設定を行う行為

### 許可申請対象行為

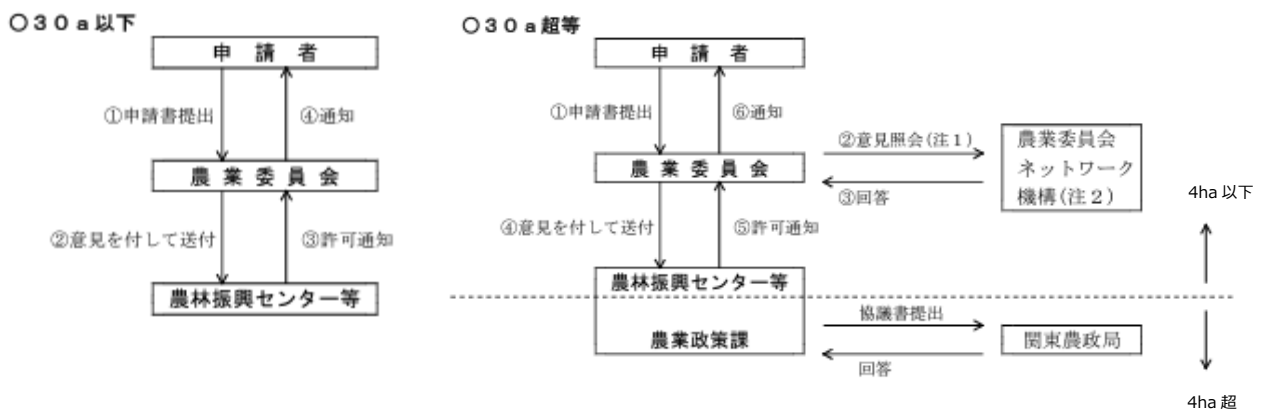
	許可が必要な場合	許可申請者	許可権者
第4条	自分の農地を転用する場合	農地所有者	県知事等
第5条	事業者が農地を買う又は借りて転用する場合	売主・買主 貸主・借主	

### 許可権者について

転用する農地面積	許可権者	対応窓口
4ha超	埼玉県知事（県農業政策課）及び指定市町村（蓮田市）	市町村農業委員会
4ha以下	埼玉県知事（県農林振興センター）、 権限移譲市町村（さいたま市、川口市、草加市、加須市、深谷市、久喜市）及び指定市町村（蓮田市）	市町村農業委員会

### ●手続の流れ

【市街化区域以外】（埼玉県庁での例）



【市街化区域内】



### 申請手続きの流れ

【出典：農地転用許可制度について（埼玉県）】

## 【砂防法】

### ●許可の対象行為

砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域において行う、以下の一定の行為

	砂防指定地	地すべり防止区域	急傾斜地崩壊危険区域
対象行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>・盛土、切り土等の土地の形状変更</li> <li>・土石等の採取又は鉱物の採掘</li> <li>・工作物の新築、改築等</li> <li>・立竹木の伐採、伐根</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地下水に影響を与える行為</li> <li>・盛土、切り土等の土地の形状変更</li> <li>・工作物の新築、改築等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・盛土、切り土、掘削等</li> <li>・工作物の新築、改築等</li> <li>・立竹木の伐採</li> <li>・土石等の採取、集積等</li> </ul>
関連法令	埼玉県砂防指定地管理条例	地すべり等防止法	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律

※上記の行為を行うものは、県知事の許可が必要となり所管の県土整備事務所に申請し、許可又は協議を受ける必要がある

## 【森林法】

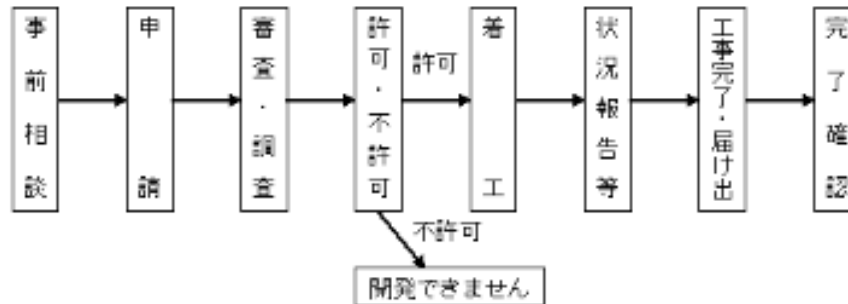
### ①林地開発許可制度

#### ●許可の対象行為

都道府県知事が定める地域森林計画の対象となる民有林における、土石の採掘や林地以外への転用などの土地の形質の変更を行う行為のうち、以下に掲げる区分に応じ、それぞれ以下の規模を超える行為

- ・道路の新設又は改築：面積1haかつ幅員3m
- ・太陽光発電設備の設置：面積0.5ha
- ・その他の開発行為：面積1ha

#### ●手続の流れと許可権者（埼玉県庁での例）



許可権者	管轄	担当	住所・連絡先
知事	開発区域が複数の地域機関の管轄範囲にわたる場合 開発行為に係る森林の面積が20ha以上の場合	農林部森づくり課 総務・森林企画担当	さいたま市浦和区高砂3-15-1 電話:048-830-4312 ファックス:048-830-4839
川越農林振興センター所長 (林業部)	川越市、所沢市、飯能市、 狭山市、入間市、日高市、 ふじみ野市、三芳町、 毛呂山町、越生町	林業部 森林保全・森林循環・ 木材利用推進担当	飯能市双柳353 電話:042-973-5620 ファックス:042-974-1980
秩父農林振興センター所長 (林業部)	秩父市、横瀬町、皆野町、 長瀨町、小鹿野町	林業部 森林保全・県営林担当	秩父市日野田町1-1-44 電話:0494-25-1312 ファックス:0494-25-1709
寄居林業事務所長	さいたま市、川口市、鴻巣市、 新座市、桶川市、伊奈町、 東松山市、滑川町、嵐山町、 小川町、宮見町、鳩山町、 ときがわ町、東秩父村、本庄市、 美里町、神川町、熊谷市、 深谷市、寄居町、加須市、 宮代町、白岡市	総務・森林保全担当	寄居町寄居1587-1 電話:048-581-0123 ファックス:048-581-0792

※平成21年4月1日から春日部市・上尾市・北本市、平成23年4月1日から久喜市・蓮田市、平成25年4月1日から鶴ヶ島市、平成26年4月1日から坂戸市に、林地開発許可の権限が知事から各市長に移譲されています。

【出典：埼玉県ウェブサイト】

## ②保安林制度

### ●許可の対象行為

保安林（国有林は農林水産大臣、民有林は県知事が指定）における以下の行為

- ・立木を伐採 知事の許可又は届出が必要
- ・土地の形質の変更 知事の許可が必要

※保安林内に住宅を建てるなど他の用途への転用はできない

※原則、伐採跡地には植栽しなければならない

### ●許可・申請先

地域機関	担当	電話番号	担当する市区町村（保安林が所在する市区町村）
川越農林振興センター 林業部	森林保全・森林循環・木材利用推進担当	042-973-5668	所沢市、飯能市、狭山市、入間市、鶴ヶ島市、日高市、毛呂山町、越生町
<a href="#">秩父農林振興センター 林業部</a>	森林保全・県営林担当	0494-25-1312	秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町
<a href="#">寄居林業事務所</a>	総務・森林保全・森林循環・木材利用推進担当	048-581-0123	さいたま市岩槻区、熊谷市、本庄市、深谷市、嵐山町、小川町、鳩山町、ときがわ町、東秩父村、美里町、神川町、寄居町

【出典：埼玉県ウェブサイト】

#### 4. 事務連絡・関連条例等

- ①流出雨水量の最大値を算定する際に用いる土地利用形態ごとの流出係数を定める告示  
(平成16年5月14日国土交通省告示第521号)

##### 流出雨水量の最大値を算定する際に用いる土地利用形態ごとの流出係数を定める告示 (平成16年国土交通省告示第521号)

特定都市河川浸水被害対策法施行規則(平成16年国土交通省令第64号)第20条第3項の規定に基づき、流出雨水量の最大値を算定する際に用いる土地利用形態ごとの流出係数を定める告示を次のように定める。

流出雨水量の最大値を算定する際に用いる土地利用形態ごとの流出係数を定める告示

第1 特定都市河川浸水被害対策法施行規則(平成16年国土交通省令第64号)第20条第3項に規定する流出雨水量の最大値を算定する際に用いる土地利用形態ごとの流出係数(以下「流出係数」という。)は、別表1から別表4までの上欄に掲げる土地利用の形態の区分に応じ、これらの表の下欄に掲げる値とする。

第2 前項に定める流出係数により難いときは、前項の規定にかかわらず、当該雨水浸透阻害行為を行うとする区域における雨水の流出試験(以下「現場試験」という。)により得られた値を用いることができる。この場合において、現場試験の方法は、国土交通大臣が別に定める方法によるものとする。

別表1 特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号。以下「法」という。)第2条第9項に規定する「宅地等」に該当する土地(法第30条第1号関係)

土地利用の形態	流出係数
宅地	0.90
池沼	1.00
水路	1.00
ため池	1.00
道路(法面を有しないものに限る。)	0.90
道路(法面を有するものに限る。)	法面(コンクリート等の不透水性の材料により覆われた法面の流出係数は1.00、人工的に造成され植生に覆われた法面の流出係数は0.40とする。)及び法面以外の土地(流出係数は0.90とする。)の面積により加重平均して算出される値
鉄道線路(法面を有しないものに限る。)	0.90
鉄道線路(法面を有するものに限る。)	法面(コンクリート等の不透水性の材料により覆われた法面の流出係数は1.00、人工的に造成され植生に覆われた法面の流出係数は0.40とする。)及び法面以外の土地(流出係数は0.90とする。)の面積により加重平均して算出される値
飛行場(法面を有しないものに限る。)	0.90
飛行場(法面を有するものに限る。)	法面(コンクリート等の不透水性の材料により覆われた法面の流出係数は1.00、人工的に造成され植生に覆われた法面の流出係数は0.40とする。)及び法面以外の土地(流出係数は0.90とする。)の面積により加重平均して算出される値

別表2 舗装された土地(法第30条第2号関係)

土地利用の形態	流出係数
コンクリート等の不透水性の材料により覆われた土地(法面を除く)	0.95
コンクリート等の不透水性の材料により覆われた法面	1.00

別表3 その他土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為に係る土地(法第30条第3号関係)

土地利用の形態	流出係数
ゴルフ場(雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る。)	0.50
運動場その他これに類する施設(雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る。)	0.80
ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められた土地	0.50

別表4 別表1から別表3までに掲げる土地以外の土地

土地利用の形態	流出係数
山地	0.30
人工的に造成され植生に覆われた法面	0.40
林地、耕地、原野その他ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められていない土地	0.20

②特定都市河川浸水被害対策法条例（令和6年12月24日公布施行）

条 例
<p>特定都市河川浸水被害対策法施行条例をここに公布する。</p> <p>令和六年十二月二十四日</p> <p style="text-align: right;">埼玉県知事 大野 元裕</p> <p><b>埼玉県条例第五十五号</b></p> <p style="text-align: center;">特定都市河川浸水被害対策法施行条例</p> <p style="text-align: center;">（趣旨）</p> <p>第一条 この条例は、特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号。以下「法」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">（定義）</p> <p>第二条 この条例において使用する用語は、特別の定めがある場合を除き、法において使用する用語の例による。</p> <p style="text-align: center;">（雨水貯留浸透施設の標識の設置）</p> <p>第三条 法第三十八条第三項の標識は、次に掲げる事項を明示したものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 雨水貯留浸透施設の名称</li> <li>二 雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証番号</li> <li>三 雨水貯留浸透施設の容量（容量のない雨水貯留浸透施設にあつては、規模）及び構造の概要</li> <li>四 雨水貯留浸透施設が有する機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は知事の許可を要する旨</li> <li>五 雨水貯留浸透施設の管理者及びその連絡先</li> <li>六 標識の設置者及びその連絡先</li> </ol> <p>2 前項の標識は、雨水貯留浸透施設の周辺に居住し、又は事業を営む者の見やすい場所に設けるものとする。</p> <p style="text-align: center;">（保全調整池の設置）</p> <p>第四条 法第四十五条第一項の標識は、次に掲げる事項を明示したものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 保全調整池の名称及び指定番号</li> <li>二 保全調整池の容量及び構造の概要</li> <li>三 保全調整池が有する機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は知事に届け出なければならない旨</li> <li>四 保全調整池の管理者及びその連絡先</li> <li>五 標識の設置者及びその連絡先</li> </ol> <p>2 前項の標識は、保全調整池の周辺に居住し、又は事業を営む者の見やすい場所に設けるものとする。</p>

<p style="text-align: center;">（貯留機能保全区域の標識の設置）</p> <p>第五条 法第五十四条第一項の標識は、次に掲げる事項を明示したものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 貯留機能保全区域の名称及び指定番号</li> <li>二 貯留機能保全区域の位置</li> <li>三 貯留機能保全区域の管理者及びその連絡先</li> <li>四 標識の設置者及びその連絡先</li> </ol> <p>2 前項の標識は、貯留機能保全区域の周辺に居住し、又は事業を営む者の見やすい場所に設けるものとする。</p> <p style="text-align: center;">（委任）</p> <p>第六条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。ただし、第三条の規定は、令和七年七月一日から施行する。</p>
---

③特定都市河川浸水被害対策法施行細則（令和7年3月14日公布）

規 則

特定都市河川浸水被害対策法施行細則をここに公布する。

令和七年三月十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

ここに「法令番号」が入ります。

特定都市河川浸水被害対策法施行細則

（雨水貯留浸透施設整備計画の変更の認定の申請）

第一条 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号。以下「法」という。）第十四条第一項の変更の認定を受けようとする者は、様式第一号の申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、特定都市河川浸水被害対策法施行規則（平成十六年国土交通省令第六十四号。以下「省令」という。）第六条第二項各号に掲げる図書のうち当該変更に係るものを添付しなければならない。

3 省令第六条第三項及び第四項の規定は、前項に規定する図書について準用する。（認定事業者の地位の承継の申請）

第二条 法第二十六条の承認を受けようとする者は、様式第二号の申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

一 認定計画に係る雨水貯留浸透施設の敷地である土地の所有権その他当該雨水貯留浸透施設の設置及び管理に必要な権原の取得を証する書類

二 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める図書

（雨水浸透阻害行為の協議書の添付図書）

第三条 省令第十六条第一項の雨水浸透阻害行為協議書には、省令第十八条第一項各号に掲げる図書を添付しなければならない。

2 省令第十八条第二項及び第三項の規定は、前項に規定する図書について準用する。

（雨水浸透阻害行為の変更の許可の申請等）

第四条 法第三十七条第二項の申請書の様式は、様式第三号のとおりとする。

2 法第三十七条第三項の規定による届出をしようとする者は、様式第四号の届出書を知事に提出しなければならない。

3 法第三十七条第四項において準用する法第三十五条の協議をしようとする者は、様式第三号の協議書を知事に提出しなければならない。

4 第一項の申請書及び前項の協議書には、省令第十八条第一項各号に掲げる図書のうち法第三十一条第一項各号に掲げる事項の変更（法第三十七条第一項ただし

書に該当するものを除く。）に伴いその内容が変更されるものを添付しなければならない。

5 省令第十八条第二項及び第三項の規定は、前項に規定する図書について準用する。

（雨水浸透阻害行為に関する工事の着手の届出）

第五条 法第三十条の許可を受けた者は、当該許可に係る雨水浸透阻害行為に関する工事に着手したときは、その旨を様式第五号の届出書により速やかに知事に届けなければならない。

（雨水浸透阻害行為に関する工事完了届出書の添付図書）

第六条 省令第二十六条第一項の届出には、雨水浸透阻害行為に関する工事の状況を示す写真その他の知事が必要と認める図書を添付しなければならない。

（雨水浸透阻害行為に関する工事廃止届出書の添付図書）

第七条 省令第二十六条第二項の届出には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

一 廃止の理由及び廃止に伴う措置を記載した書類

二 雨水浸透阻害行為に関する工事に着手していた場合にあつては、廃止時の当該工事に係る土地の現況地形図（縮尺二千五百分の一以上のもの）

三 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める図書

（雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証の交付）

第八条 知事は、法第三十八条第二項の規定による検査の結果、当該検査に係る雨水浸透阻害行為に関する工事が法第三十二条の政令で定める技術的基準に適合すると認めるときは、様式第六号の検査済証を法第三十条の許可を受けた者に交付するものとする。

（身分証明書）

第九条 法第四十二条第二項及び第七十四条第二項（法第七十七条第五項において準用する場合を含む。）の身分を示す証明書は、様式第七号のとおりとする。

（提出する書類の部数）

第十条 法、省令及びこの規則に基づき知事に提出する書類及びその添付図書の部数は、正本一通及び副本一通とする。

附 則

この規則は、令和七年七月一日から施行する。ただし、第一条、第二条、第九条（法第四十二条第二項に係る部分を除く。）及び第十条並びに様式第一号、様式第二号及び様式第七号の規定は、公布の日から施行する。

④デジタル原則を踏まえた特定都市河川浸水被害対策法関係法令の適用に係る解釈の明確化等について（令和5年12月22日）

事務連絡  
令和5年12月22日

各都道府県河川主管課長 殿  
特定都市河川浸水被害対策法施行事務担当課長 殿  
各政令指定都市河川主管課長 殿  
特定都市河川浸水被害対策法施行事務担当課長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局  
治 水 課 課長補佐  
治水課流域減災推進室 課長補佐

デジタル原則を踏まえた  
特定都市河川浸水被害対策法関係法令の適用に係る解釈の明確化等について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。また、平素より流域治水行政にご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和4年6月3日デジタル臨時行政調査会決定）及び「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）等において、7項目のアナログ規制（目視規制、実地監査規制、定期検査・点検規制、常駐・専任規制、対面講習規制、書面掲示規制、往訪閲覧・縦覧規制）の見直しについて、集中改革期間（令和4年7月から令和7年6月までの3年間）に、スピード感を持って集中的に取り組むことが求められています。その後令和4年10月27日の第5回デジタル臨時行政調査会では、アナログ規制の見直しについては、令和7年6月までの3年間から令和6年6月までの2年間を目途として、前倒しして実施することとされました。

また、「規制改革実施計画」（令和4年6月7日閣議決定）においても、各種規制見直しについて「速やかに検討を開始し、可能なものから順次措置」することとされました。

これを受けて、特定都市河川被害対策法（平成15年法律第77号。以下「法」という。）及び特定都市河川浸水被害対策法施行規則（平成16年国土交通省令第64号。以下「規則」という。）の以下の各条項に規定する内容について下記の取扱いとしますので、十分に留意して適切に運用に努められ、貴管内市町村に周知いただきますようお願いいたします。

なお、本通知について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的助言であることを申し添えます。

1. 目視に係る規制の見直し

○立入検査（法第42条第1項、第42条第2項、第74条第1項、第74条第2項）

（1）法第42条第1項、第74条第1項に規定する立入検査の実施方法は、オン

ライン会議システム等のデジタル技術を活用することを許容します。

(2) 法第42条第2項、第74条第2項に規定する身分証明書の提示について、オンライン方式により立入検査を行う場合は、立入検査をする者はその身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、画面越しに提示してください。

○雨水貯留浸透施設の管理にかかる点検（規則第10条第1項）

点検については、実施期間及び頻度を指定するものではなく、また、実施方法について、オンライン会議システム等のデジタル技術を活用することを許容します。

なお、定期検査・点検の実施者は、当該規制の目的等を考慮した上で実施方法等を判断してください。

2. 書面掲示に係る規制の見直し

○保全調整池の管理協定の締結にかかる公告・縦覧義務（規則第37条、第38条）

管理協定を締結しようとするとき及び締結した時の公告、縦覧について、インターネット等のデジタル技術を活用して行うことを基本とします。

なお、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第8条及び国土交通省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年国土交通省令第25号）第11条の規定に基づき、インターネットを利用して表示する方法により行うことができるとされているところです。（3. について同様。）

3. 往訪閲覧に係る規制の見直し

○管理協定の締結にかかる公告・縦覧義務（法第21条、第22条、第49条第1

項、第50条、規則第14条、第15条、第37条、第38条）及び浸水被害防止区域の指定にかかる公告・縦覧義務（法第56条第3項）

公告、縦覧について、インターネット等のデジタル技術を活用して行うことを基本とします。

○浸水被害防止区域の指定、指定変更又は解除にかかる図書の縦覧義務（法第56条第9項、第56条第11項）

縦覧について、インターネット等のデジタル技術を活用して行うことを許容します。

以 上

**【参考】**

「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和4年6月3日デジタル臨時行政調査会決定）

[https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/cb5865d2-8031-4595-8930-](https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/cb5865d2-8031-4595-8930-8761fb6bbe10/e3650360/20220603_meeting_administrative_research_outline_07.pdf)

[8761fb6bbe10/e3650360/20220603\\_meeting\\_administrative\\_research\\_outline\\_07.pdf](https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/cb5865d2-8031-4595-8930-8761fb6bbe10/e3650360/20220603_meeting_administrative_research_outline_07.pdf)

「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」（令和4年12月21日デジタル臨時行政調査会決定）

[https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/c43e8643-e807-](https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/c43e8643-e807-41f3-b929-94fb7054377e/1420dca1/20221221_meeting_administrative_research_outline_08.pdf)

[41f3-b929-94fb7054377e/1420dca1/20221221\\_meeting\\_administrative\\_research\\_outline\\_08.pdf](https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/c43e8643-e807-41f3-b929-94fb7054377e/1420dca1/20221221_meeting_administrative_research_outline_08.pdf)

「規制改革実施計画」（令和5年6月16日閣議決定）

[https://www.8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/publication/program/230616/01\\_program.pdf](https://www.8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/publication/program/230616/01_program.pdf)

**(連絡先)**

水管理・国土保全局 治水課 電話 03-5253-8111（代表）

指導監督係 植田(内線 35536) メール ueda-k23x@mlit.go.jp

流域水害対策係 清田(内線 35684) メール seita-e22b@mlit.go.jp

⑤デジタル原則を踏まえた特定都市河川浸水被害対策法関係法令の適用に係る解釈の明確化等の補足について（令和6年5月28日）

事務連絡  
令和6年5月28日

各都道府県河川主管課長 殿  
特定都市河川浸水被害対策法施行事務担当課長 殿  
各政令指定都市河川主管課長 殿  
特定都市河川浸水被害対策法施行事務担当課長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局  
治水課 課長補佐  
治水課流域減災推進室 課長補佐

デジタル原則を踏まえた特定都市河川浸水被害対策法関係法令の  
適用に係る解釈の明確化等の補足について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。また、平素より流域治水行政にご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、デジタル原則を踏まえた特定都市河川浸水被害対策法関係法令の適用に係る解釈については、「デジタル原則を踏まえた特定都市河川浸水被害対策法関係法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和5年12月22日事務連絡。以下「事務連絡」という。）により周知したところでありますが、事務連絡のうち、「1. 目視に係る規制の見直し ○雨水貯留浸透施設の管理にかかる点検（規則第10条第1項）」について、下記の下線部のとおり補足いたします。

なお、本通知について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的助言であることを申し添えます。

記

○雨水貯留浸透施設の管理にかかる点検（規則第10条第1項）

点検については、実施期間及び頻度を指定するものではなく、また、実施方法について、オンライン会議システム等のデジタル技術を活用することを許容します。

なお、定期検査・点検の実施者は、当該規制の目的等を考慮した上で実施方法等を判断してください。

上記点検における補足として、実施方法等については、遠隔による巡視や目視と同等以上の方法による点検にあたっては、雨水貯留浸透施設を良好な状態に保てることを前提として、人による評価や判定の全部または一部の代わりにAI等の新技術を用いて、評価や判定の精緻化、自動化・無人化を行うことが期待できることを留意しつつ、定期検査・点検の実施者は、当該規制の目的等を考慮した上で実施方法等を判断してください。

以上

(連絡先)

水管理・国土保全局 治水課 電話 03-5253-8111 (代表)

指導監督係 関澤(内線 35532) メール [sekizawa-n229@mlit.go.jp](mailto:sekizawa-n229@mlit.go.jp)

流域水害対策係 野中(内線 35684) メール [nonaka-k2gr@mlit.go.jp](mailto:nonaka-k2gr@mlit.go.jp)